

【地震災害編付編】

東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画

(注) 中央防災会議防災対策実行会議の下に設置された「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告書が、平成29年9月に、「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方について(報告)」として取りまとめられた。

本報告を踏まえ、政府は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の具体的な防災対応の検討を行い、それも踏まえて、異常な現象が観測された場合に実施する新たな防災対応の構築に向けて、国、地方公共団体、関係事業者等における新たな防災対応に関する計画の策定の考え方や、防災対応の実施のための仕組み等を整理する予定としている。

その新たな防災対応が定められるまでの当面の間、気象庁は、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表することとし、本情報の運用開始(平成29年11月1日)に伴い、東海地震のみに着目した情報(東海地震に関連する情報)の発表は行わないこととしている。

本付編の内容については、政府が、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合に実施する新たな防災対応に関する計画等を整理した際に、必要な修正を行う。

なお、当面の暫定措置として、本計画では東海地震関連情報を南海トラフ地震関連情報に読み替え(下表参照)、南海トラフ地震関連情報発表時の対応をとることとする。

南海トラフ地震関連情報の種類と対応

| 情報名 | | 発表基準 | 防災対応 |
|---------------|----------|---|--|
| 南海トラフ地震臨時情報 | (調査中) | 観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 | |
| | (巨大地震注意) | 巨大地震の発生に注意が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満の地震や通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等 | ・日頃からの地震への備えを再確認する等 |
| | (巨大地震警戒) | 巨大地震の発生に警戒が必要な場合 ※南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合 | ・日頃からの地震への備えを再確認する等 ・地震発生後の避難では間に合わない可能性のある要配慮者は避難、それ以外の者は避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難 ・地震発生後の避難開始では明らかに避難を完了できない地域の住民は避難 |
| | (調査終了) | (巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合 | ・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う |
| 南海トラフ地震関連解説情報 | | ・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし臨時情報を発表する場合を除く) | |

南海トラフ地震に関連する情報と東海地震関連情報の読み替え

| 東海地震関連情報 | 南海トラフ地震関連情報 |
|---------------|---------------------|
| 東海地震に関連する調査情報 | 南海トラフ地震臨時情報(調査中) |
| 東海地震注意情報 | 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意) |
| 東海地震予知情報、警戒宣言 | 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒) |

第1節 総則

第1 計画の趣旨

「東海地震」（震源＝駿河湾沖、マグニチュード：8程度）が発生した場合、震度6弱以上と推定される市町村は、大規模地震対策特別措置法に基づく「地震防災対策強化地域」に指定され、地震防災強化計画の策定等が義務付けられている。

東海地震が発生した場合、茨城県南部は震度5弱と予想され、阿見町は東海地震の警戒に関する応急対策は義務付けられていない。しかし、震度5弱程度でも、地盤や建物等の性状によっては、ある程度の被害の発生が予想され、警戒宣言が発令された場合の社会的混乱の発生も懸念される。

このため、阿見町防災会議は、東海地震の発生に備え、社会的混乱防止及び被害の未然防止と軽減を図ることを目的とし、茨城県地域防災計画の地震災害対策編 付編「東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画」を踏まえ、東海地震の警戒宣言発令時の対応措置計画を策定する。

第2 計画の基本方針

1. 基本的な考え方

- (1) 警戒宣言発令時においても、社会生活機能は極力平常どおり維持することとし、警戒宣言発令から東海地震が発生するまで、または警戒解除宣言が発令されるまでの間に講ずべき次の対応措置を定めるものとする。
 - 1) 警戒宣言の発令、東海地震予知情報の発表に伴う社会的混乱防止のための措置
 - 2) 地震による被害の未然防止または軽減を図るための事前措置
(なお、東海地震注意情報が発表されてから警戒宣言発令までの間においても、社会的混乱防止のための必要な措置もあわせて行う。)
- (2) 警戒宣言発令及び翌日以降の対応措置については、特に区別しないことを原則とするが、学校、バス等区別を要するものについては、別途の措置を講じるものとする。
- (3) 警戒宣言が発令された時点から地震発生の可能性があることとされていることから、対策の優先度を配慮するものとする。
- (4) 地震発生後の災害応急対策は、阿見町地域防災計画（地震災害編）により対処するものとする。

2. 前提条件

東海地震が発生した場合、阿見町の地域は、おおむね震度5弱と想定する。

ただし、長周期地震波の影響については、現在不明である。

第3 防災責任者が実施する事務または業務の大綱

[警戒宣言時（「東海地震予知情報」の発表に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定時を含む。）の対応措置に関するものとする。]

第1節 総則

1. 阿見町

| 名称 | 事務または業務の大綱 |
|-----|---|
| 阿見町 | (1) 警戒宣言、警戒解除宣言及び東海地震注意情報、東海地震予知情報の収集・伝達に関すること。 (2) 災害応急対策実施の準備に関すること。 (3) 地震防災応急対策に係る広報に関すること。 (4) 道路の保全又は交通の危険防止及び社会秩序の維持に関すること。 (5) 避難の指示に関すること。 (6) 警戒区域の設定及び立入制限・禁止または退去命令に関すること。 (7) 要応急保護者の保護に関すること。 (8) 災害発生予想箇所の点検・監視及び応急整備に関すること。 (9) 防災関係機関の対応状況の把握及び連絡調整に関すること。 |

2. 茨城県

| 名称 | 事務または業務の大綱 |
|-----|--|
| 茨城県 | (1) 警戒宣言、警戒解除宣言及び東海地震注意情報、東海地震予知情報の収集・伝達に関すること。 (2) 災害対策本部の設置及び災害応急対策の準備に関すること。 (3) 地震防災応急対策に係る広報に関すること。 (4) 交通規制及び社会秩序の維持に関すること。 (5) 県所管に係る災害発生予想箇所の点検・監視及び応急整備に関すること。 (6) 防災関係機関の対応状況の把握及び連絡調整に関すること。 |

3. 指定地方行政機関

| 名称 | 事務または業務の大綱 |
|---------|---|
| 関東管区警察局 | (1) 管内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調達に関すること。 (2) 他管区警察局及び警視庁との連携に関すること。 (3) 管内防災関係機関との連携に関すること。 (4) 管内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること。 (5) 警察通信の確保及び統制に関すること。 |
| 関東財務局 | 金融上の措置に関すること。 |
| 関東信越厚生局 | (1) 管内の被害情報の収集及び伝達に関すること。 (2) 関係機関との連絡調整に関すること。 |
| 関東農政局 | (1) 政府所有米穀の供給に関すること。 (2) 生鮮食料品及び加工食料品の流通に関すること。 |
| 関東森林管理局 | 国有林野の保全に関すること。 |
| 関東経済産業局 | (1) 生活必需品、復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 (2) 商工鉱業事業者の業務の正常な運営確保に関すること。 |

第1節 総則

| 名称 | 事務または業務の大綱 |
|----------------------|---|
| 関東東北 産業保安監督部 | (1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等の保安の確保に関する こと。 (2) 鉱山に関する地震防災応急対策及び応援対策に関すること。 |
| 関東運輸局 | (1) 関係事業者団体への宣言の伝達に関すること。 (2) 関係事業者の応急対策の実施状況の把握に関すること。 (3) 発災後の緊急海上輸送に備え船舶の運航状況等の把握に関すること。 (4) 強化地域に係る大規模地震及び当該地震災害に関する情報の収集及 び伝達に関すること。 (5) 都県地震災害警戒本部等との連絡及び調整に関すること。 (6) 大規模地震対策特別措置法施行令第4条第9号、10号、11号、12号及び 17号に規定する者に対して地震防災応急対策の実施に関し指導を行う こと。 (7) 緊急輸送に関すること。 (8) 前各号に掲げるもののほか強化地域に係る大規模地震による災害に 対する対策を総合的かつ効果的な推進をするために必要な事務に関す ること。 |
| 東京航空局 | (1) 空港内各航空会社に対する情報の伝達に関すること。 (2) 航空機の運航の安全確保に関すること。 (3) 航空保安施設、通信施設等の点検及び整備に関すること。 |
| 関東地方測量部 | (1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供 (2) 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言 (3) 地殻変動の監視 |
| 東京管区气象台 (水戸地方气象台) | (1) 大規模地震に関する情報及び必要な情報の通知に関すること。 (2) 警戒体制の確立に関すること。 |
| 関東総合通信局 | (1) 地震災害警戒本部の設置に関すること。 (2) 非常無線通信の運用に関すること。 |
| 茨城労働局 | (1) 災害に係る情報の収集に関すること。 (2) 労働災害対策本部の設置に関すること。 (3) 労働災害防止対策に関すること。 (4) 労災保険給付に関すること。 |
| 関東地方整備局 | (1) 河川施設、道路施設の保全に関すること。 (2) 緊急輸送の確保助言に関すること。 |

4. 自衛隊

| 名称 | 事務または業務の大綱 |
|-------|--|
| 陸上自衛隊 | (1) 部内外関係機関との連絡体制の強化に関すること。 (2) 災害派遣の準備(勝田・霞ヶ浦・土浦・古河各駐屯地)に関すること。 (3) 連絡班及び偵察班等の派遣準備に関すること。 |

第1節 総則

5. 指定公共機関

| 名称 | 事務または業務の大綱 |
|---|--|
| 東日本旅客鉄道株式会社（水戸支社） 日本貨物鉄道株式会社（水戸営業支店） | (1) 警戒宣言及び東海地震注意情報、東海地震予知情報の収集・伝達に関すること。 (2) 警戒本部の設置に関すること。 (3) 列車の運転規制に関すること。 (4) 旅客等の安全確保及び案内に関すること。 |
| 東日本電信電話株式会社（茨城支店） 株式会社NTTドコモ（茨城支店） | (1) 情報収集と伝達に関すること。 (2) 通信の利用制限等の措置に関すること。 (3) 災害用伝言ダイヤル等の提供に関すること。 (4) 対策要員の確保及び広域応援に関すること。 (5) 災害時における災害対策用機器等の配備及び災害対策用資機材の確保に関すること。 (6) 通信建物、設備等の巡視と点検に関すること。 (7) 工事中の設備に対する安全措置に関すること。 (8) 東海地震に関連する調査情報発出時の対応に関すること。 |
| 日本銀行 （水戸事務所） | (1) 通貨の円滑な供給の確保に関すること。 (2) 金融機関の間の資金決済の円滑の確保に関すること。 (3) 金融機関の業務運営の確保に関すること。 (4) 上記各事務にかかる広報に関すること。 |
| 日本赤十字社 （茨城県支部） | (1) 災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施に関すること。 (2) 災害救助の協力、奉仕団の連絡調整に関すること。 |
| 日本放送協会 （水戸放送局） | (1) テレビ、ラジオ、FM放送による情報の提供に関すること。 (2) 一般視聴者からの問い合わせ相談に関すること。 |
| 東日本高速道路株式会社（関東支社） | (1) 災害防止に関すること。 (2) 被災点検、応急復旧工事等に関すること。 (3) 災害時における利用者等への道路等の情報（案内）提供に関すること。 (4) 災害復旧工事の施工に関すること。 |
| 国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構 | 原子力緊急時支援・研修センターを通じての次のような原子力防災対策への支援・協力に関すること。 (1) 国、県、所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な支援・協力（緊急時モニタリング、緊急被ばく医療活動、広報活動等） (2) 原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的・技術的支援（事故拡大防止、汚染拡大防止等） (3) 原子力防災に必要な教育・訓練 |
| 日本通運株式会社 （茨城支店） | (1) 情報の収集・伝達に関すること。 (2) 緊急救援物資の輸送体制の確立に関すること。 |
| 東京電力パワーグリッド株式会社 （土浦支社） | (1) 電力の供給に関すること。 (2) 施設の保全に関すること。 (3) 避難誘導に関すること。 (4) 安全広報に関すること。 |

第1節 総則

| 名称 | 事務または業務の大綱 |
|--------------------|---|
| 東京ガス株式会社 (日立支社) | (1) ガス施設の安全、保全に関する事。 (2) 都市ガスの供給に関する事。 |

6. 指定地方公共機関

| 名称 | 事務または業務の大綱 |
|--|---|
| 茨城県土地改良 事業団体連合会 | (1) 情報の収集・伝達に関する事。 (2) 各土地改良区の施設・設備の点検・監視に関する連絡調整に関する事。 |
| 一般社団法人茨城県医師会 公益社団法人茨城県歯科医師会 公益社団法人茨城県薬剤師会 公益社団法人茨城県看護協会 | 救急医療活動体制の確立に関する事。 |
| 関東鉄道株式会社 一般社団法人茨城県バス協会 一般社団法人茨城県トラック協会 | (1) バス・鉄道の運行確保及び輸送施設の防災に関する事。 (2) 社有建造物・施設等の防災に関する事。 (3) 防災対策要員の輸送の協力に関する事。 (4) 救助物資及び避難者の輸送体制の確立に関する事。 (5) その他震災対策に関する事。 |
| 東部ガス 株式会社 | (1) ガス施設の安全、保全に関する事。 (2) 都市ガスの供給に関する事。 |
| 社団法人茨城県 高压ガス保安協会 | (1) 情報の収集と伝達に関する事。 (2) 会員事業所の緊急出動体制の確立に関する事。 (3) 高压ガス施設の点検、巡視に関する事。 (4) 高压ガスの供給に関する事。 |
| 株式会社茨城新聞社 | 東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報及び地震防災応急対策に係る情報の新聞による広報に関する事。 |
| 株式会社茨城放送 | (1) 警戒対策本部の設置に関する事。 (2) 東海地震注意情報、警戒宣言、東海地震予知情報及び地震防災応急対策に係る情報の放送に関する事。 |
| 社会福祉法人茨城 県社会福祉協議会 | 防災ボランティアの活動体制の確立に関する事。 |

7. 住民等

| 名称 | 事務または業務の大綱 |
|----------------------------|---|
| 公共的団体、防災上 重要な施設の管理 者 | (1) 警戒宣言、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び地震防災応急対策に係る情報の収集及び周知に関する事。 (2) 自衛防災体制の確立に関する事。 (3) 災害発生の子防措置に関する事。 (4) 電話・自家用自動車の自主的制限による通信輻輳、交通混乱防止の協力に関する事。 (5) 町が実施する地震防災応急対策の協力に関する事。 (6) 避難に関する事。 |

第1節 総則

| 名称 | 事務または業務の大綱 |
|----------------------------|---|
| 居住者等（居住者、滞在者、その他の者及び公私の団体） | <ul style="list-style-type: none">(1) 警戒宣言、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び地震防災応急対策に係る情報の把握に関する事。(2) 火気使用の自主的制限等による出火防止措置に関する事。(3) 初期消火の準備に関する事。(4) 電話・自家用自動車の自主的制限による通信輻輳・交通混乱防止の協力に関する事。(5) 家庭の危険発生予想箇所の点検、応急修理に関する事。(6) 隣保共助による地域防災への協力に関する事。(7) 社会秩序の維持に関する事。(8) 避難に関する事。 |

第2節 東海地震注意情報発表から警戒宣言発令までの対応措置

第1 東海地震注意情報等の伝達

東海地震に関連する情報は、観測データ及び発生の可能性を考慮し、下表の基準により気象庁が発表する。また、これらの情報は、気象庁 → 水戸地方気象台 → 県（防災・危機管理課） → 阿見町（防災危機管理課）へと伝達される。

| 情報の種類 | | 発表基準 |
|----------------------------|----|---|
| 東海地震に関連する調査情報 [カラーレベル青] | 定例 | 毎月の定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合 |
| | 臨時 | 東海地域の観測データに異常が現れているが、東海地震の前兆現象の可能性について直ちに評価できない場合等 |
| 東海地震注意情報 [カラーレベル黄] | | 観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合 |
| 東海地震予知情報 [カラーレベル赤] | | 東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合 |

なお、東海地震が発生するおそれがあると認められた場合には、内閣総理大臣は地震防災応急対策を緊急に実施する必要があるかどうかを判断し、必要があると認めるときは以下のような警戒宣言が発せられる。

| |
|--|
| <p>大規模地震対策特別措置法に基づき、ここに地震災害に関する警戒宣言を発します。</p> <p>本日、気象庁長官から東海地域の地震観測データ等に異常が発見され、2、3日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがあるとの報告を受けました。</p> <p>この地震が発生すると東海地震の強化地域内では震度6以上、その隣接地域では震度5程度の地震になると予想されます。また、伊豆半島南部から駿河湾沿岸に大津波のおそれがあります。</p> <p>強化地域内の公的機関及び地震防災応急計画事業所は、速やかに地震防災応急対策を実施してください。</p> <p>強化地域内の居住者、滞在者及び事業所等は、警戒態勢を執り、防災関係機関の指示に従って落ち着いて行動してください。</p> <p>なお、強化地域内への旅行や電話は差し控えてください。地震予知情報の詳しい内容については、気象庁長官に説明させますから、テレビ、ラジオに注意してください。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日 内閣総理大臣</p> |
|--|

第2 警戒体制の準備

町及び防災関係機関は、東海地震注意情報を受けたとき、又は了知したときは警戒宣言の発令に備えて、速やかに対応できるように以下の措置を準備する。

- (1) 警戒宣言、東海地震注意情報、東海地震予知情報伝達の準備
- (2) 東海地震災害警戒本部設置の準備
- (3) 社会的混乱防止のための広報
- (4) その他必要な措置の準備

第3節 警戒宣言発令時の対応措置

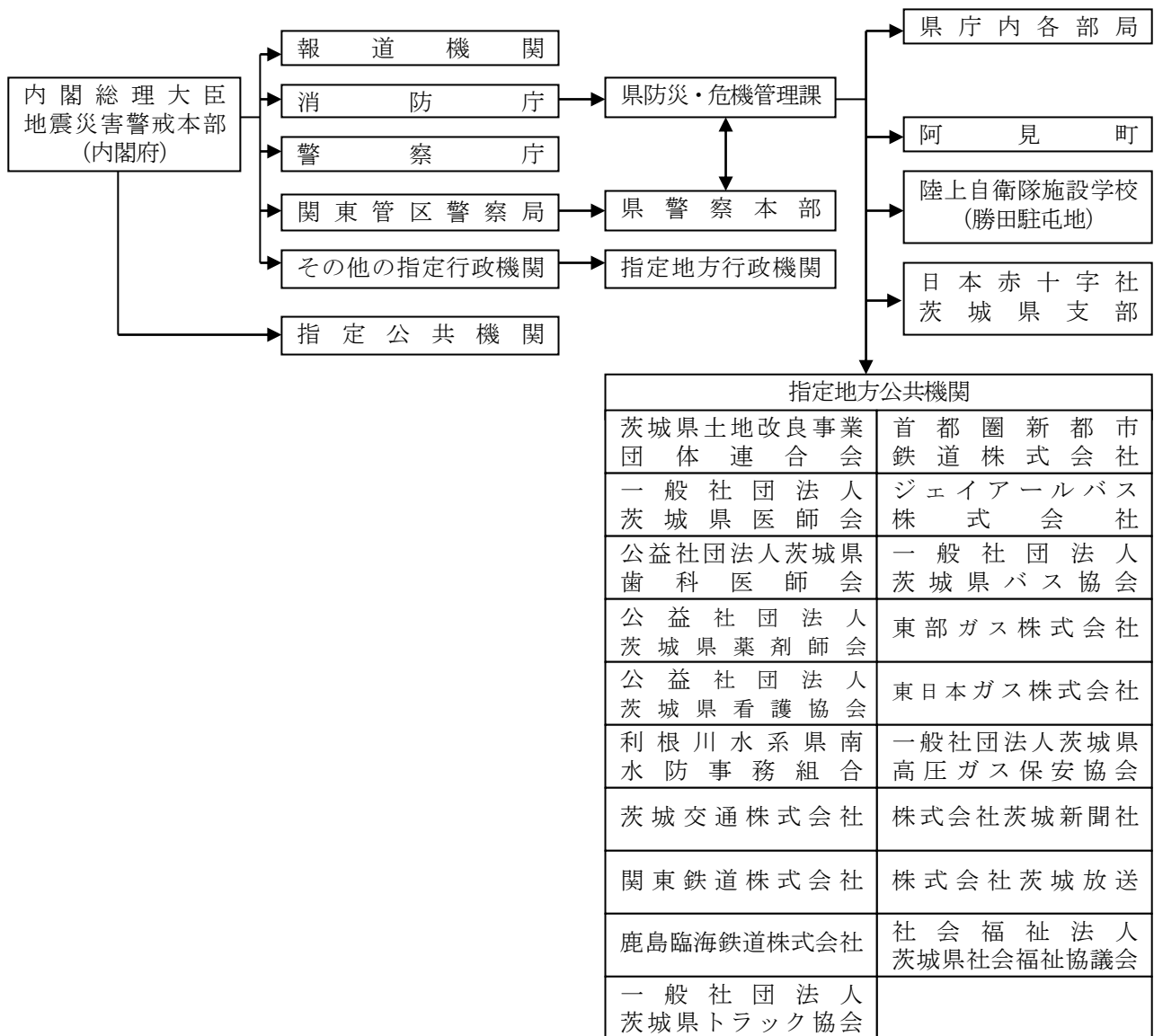
警戒宣言が発令されたときから、大規模地震が発生するまで、または警戒解除宣言が発令されるまでの間に実施する対応措置について定める。

第1 警戒宣言、東海地震予知情報、警戒解除宣言の伝達

1. 伝達系統

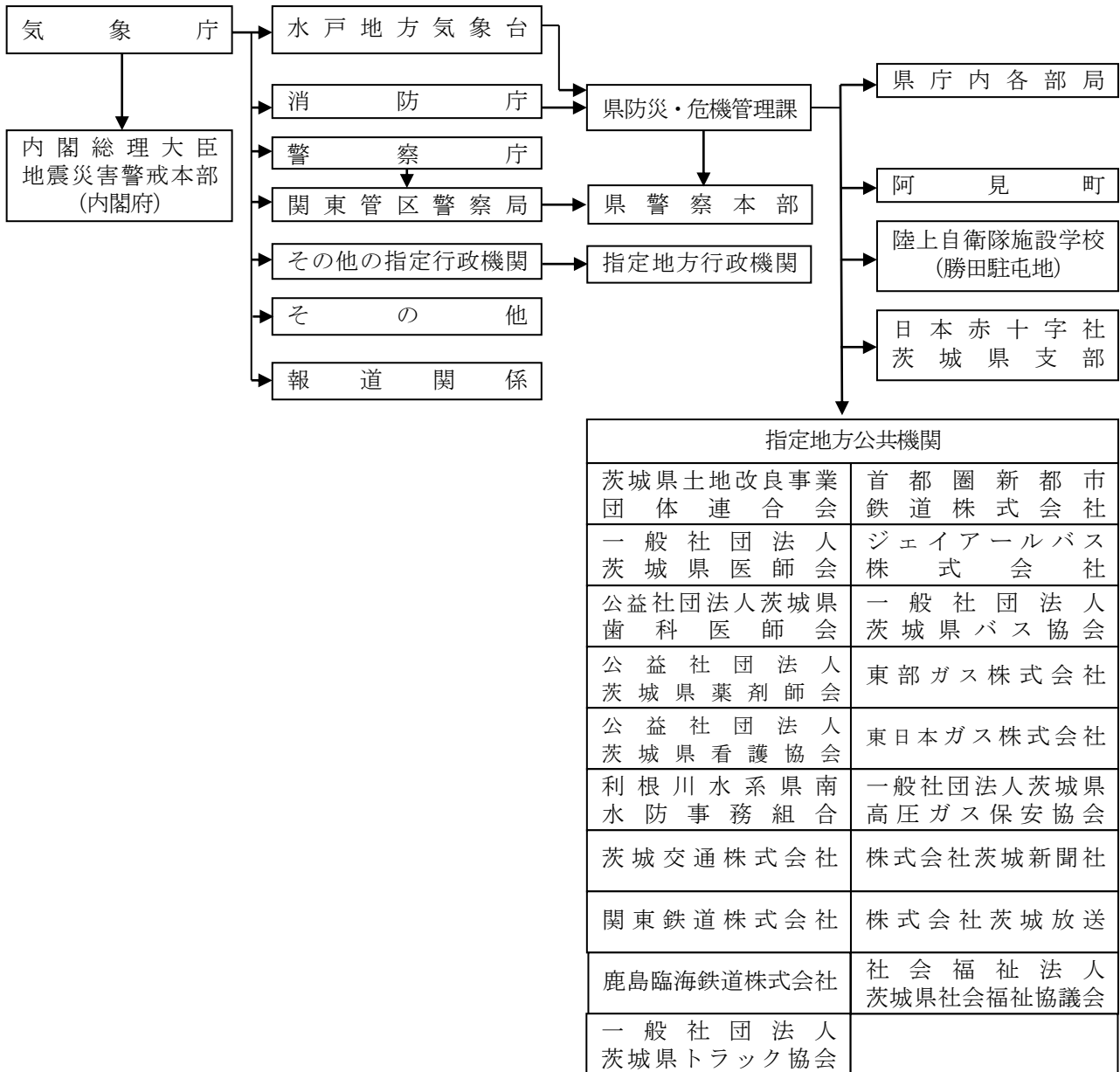
次の系統図による。(水害予防組合は水防活動上必要と認めるときに限る。)

(1) 警戒宣言、警戒解除宣言伝達系統



第3節 警戒宣言発令時の対応措置

(2) 東海地震予知情報伝達系統



2. 伝達事項

伝達事項は、警戒宣言、東海地震予知情報、警戒解除宣言、その他必要と認める事項とする。


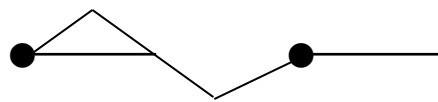
3. 住民等に対する警戒宣言の周知

町は、警戒宣言の発令を了知した場合、住民等に対して警戒宣言を以下のとおり周知する。

- (1) 町（町民生活部）、稲敷広域消防本部は、消防団及び警察署の協力を得て、警鐘（地震防災信号）、防災行政無線、広報車等の活用により警戒宣言が発せられたことを伝達する。また、行政区・自主防災組織等を通じて周知を図るものとする。

第3節 警戒宣言発令時の対応措置

(2) 地震防災信号（大規模地震対策特別措置法施行規則第4条）

| 地震防災信号 | |
|---|--|
| 警 鐘 (5点) | サイレン (約45秒) |
|  |  |
| (約15秒) | |
| 備考 1 警鐘又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。 | |

第2 警戒体制の確立

| | |
|------|----------------|
| 実施担当 | 本部班、消防団、防災関係機関 |
|------|----------------|

警戒宣言が発令された場合、県、町及び防災関係機関は、直ちに災害対策本部等を設置して社会的混乱の未然防止を図るなど地震防災応急対策を実施するものとする。

その活動体制については、地域の実情に即した効果的な対策が実施できるよう確立するものとする。

なお、町は、警戒宣言の発令を了知した場合は、以下のとおり行う。

- (1) 東海地震予知情報が発表された場合、町長は東海地震災害対策本部を設置する。
- (2) 配備体制は、第1非常配備とする。（地震災害編 第2章 第1節「第1 町職員の動員・配備」（地震-42）参照）

第3 地震防災応急対策の実施

警戒宣言が発令されたときから東海地震が発生するまで、または発生するおそれなくなるまでの間において、災害発生の未然防止及び被害の軽減をあらかじめ図るため、県、町、防災関係機関はもとより、一般住民にいたるまでそれぞれの責務を果たすとともに、相互に協力して円滑な地震防災応急対策が実施できるよう努めるものとする。

1. 広報対策

| | |
|------|----------------|
| 実施担当 | 本部班、消防団、防災関係機関 |
|------|----------------|

警戒宣言の発令、東海地震予知情報等の発表周知に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速・的確に行われるよう、防災関係機関は協力を密にして、広報活動を実施するものとする。

なお、町は、県及び防災関係機関と緊密な連携のもとに住民等に対し、地域の実情に即した適切な広報を繰り返し行い、その周知徹底を図るものとする。

第3節 警戒宣言発令時の対応措置

(1) 広報の内容

県の広報内容に準ずるものとし、特に重要な事項については、基本的文案をあらかじめ作成しておき、迅速に対応ができるよう配慮する。

(2) 広報の実施方法

防災行政無線、広報車の巡回、放送機関への放送依頼等によるほか、行政区・自主防災組織等を通じて行い、情報混乱が起こらないよう十分配慮する。

2. 消防、水防対策

| | |
|------|--|
| 実施担当 | 土木班、稲敷広域消防本部、消防団、県、牛久警察署、竜ヶ崎工事事務所、霞ヶ浦河川事務所 |
|------|--|

警戒宣言が発令された場合、県、町及び防災関係機関は、連携して地域の出火防止と初期消火の準備体制の確立について、必要な対策を講ずるとともに、地震に起因する河川、湖沼の堤防決壊等による浸水に備えて水防活動も併せて実施するものとする。

(1) 消防対策

1) 稲敷広域消防本部の措置

稲敷広域消防本部は、消防活動体制を確立するとともに、消防団及び防災関係機関と協力し、地域住民等が実施する地震防災応急対策（以下の「県の措置」参照）の徹底が期せられるよう、広報または巡回点検など必要な措置を講ずる。

2) 県の措置

① 一般県民に対する措置

報道機関の協力を得て県民に対し、火気使用の自粛等による出火防止、初期消火及び危険防止（家具類、ブロック石塀、看板、屋根瓦等の倒壊、落下防止）対策の実施について広報し、その推進を図る。

② 石油類、高圧ガス、火薬等を扱う事業所に対する措置

工業団地の事業所に対しては、町と緊密に連携し、安全の確保及び混乱防止のための地震防災応急対策（警戒宣言等情報の収集・伝達、火気使用の自粛等による出火防止措置、危険物等施設・消防設備等の緊急保守点検・巡視・修理、自衛消防組織の配備等）の実施の推進を図る。

(2) 水防対策

1) 町の措置

町（土木班）は、稲敷広域消防本部、消防団及び関係機関と緊密な連携をとり、浸水による災害の未然防止と被害の軽減を図るものとする。

主な措置は次のとおりである。

- ① 水防体制の確立
- ② 重要水防箇所の点検・監視
- ③ 水防資機材の点検・整備
- ④ 避難準備情報、避難の指示及び誘導
- ⑤ その他必要な措置

2) 県・国の措置

河川管理施設（ダムを除く）、急傾斜地崩壊防止施設について、地震発生後の緊急点検に備え、

第3節 警戒宣言発令時の対応措置

直ちに出動できる体制をとるものとする。

なお、河川法に基づく許可工作物である橋梁、排水機場等についても同様の措置をとるよう、工作物の管理者に対し指導する。

3. 警備、交通対策

| | |
|------|--------------|
| 実施担当 | 県警察本部（牛久警察署） |
|------|--------------|

県警察本部は、警戒宣言が発令された場合、交通混雑、犯罪並びに災害の発生を未然に防止するため、東海地震注意情報を受けた場合は、早期に必要な警備体制を確立し、関係機関との緊密な連絡のもとに情報の収集に努め、犯罪の予防、混乱の防止、交通の確保等の警備活動を実施する。

(1) 警備対策（警備体制）

- 1) 警察本部に警備本部、警察署に警察署警備本部をそれぞれ設置する。
- 2) 警備部隊の編成は、県警察本部部隊、警察署部隊とする。
- 3) 混乱の予想される場所の実態把握に努めるとともに、必要に応じ警備部隊を配置する。

(2) 交通対策（交通規制措置）

1) 交通規制の基本方針

- ① 緊急交通路を確保するため、関東管区警察局及び近隣都県と連携して、国道4号線、国道6号線、国道51号線及び常磐自動車道において、地震防災対策強化地域方面へ向かう一般車両流入抑制のための交通規制等を行う。
- ② 地震防災対策強化地域及びその隣接都県から本県に流入する車両の通行は、交通の混乱が生じない限り制限しない。

2) 交通規制等の内容

警戒宣言が発せられた場合、国道4号線、国道6号線及び国道51号線の主要交差点、交通検問所等に警察官を配置し、交通整理、誘導、交通情報収集及び運転者に対する交通情報の提供等を行う。

3) 運転者のとるべき措置

警戒宣言が発せられた場合における自動車運転者のとるべき措置を周知する。

- ① 走行中の車両は次の要領により行動する。
 - ア 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して、地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。
 - イ 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させること。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーをつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- ② 避難のために車両を使用しないこと。

4. 危険物等施設対策

| | |
|------|-----------------------|
| 実施担当 | 稲敷広域消防本部、県、危険物等施設管理者等 |
|------|-----------------------|

警戒宣言が発令された場合、危険物等施設の管理者、所有者、占有者（以下「管理者等」という。）は、地震に起因する施設の破壊に伴う危険物等の流出、爆発、火災など二次災害発生防止に必要な措置を講じ、安全確保に万全を期するものとする。

(1) 危険物等施設

危険物等取扱事業所の管理者等は、次の措置を講ずる。

- 1) 施設の応急点検・監視及び修理
- 2) 危険物の流出及び出火防止措置
- 3) 必要に応じ運転（操業）制限または一時停止の措置
- 4) 自衛消防体制の確立
- 5) 消防、警察署等に対する通報体制の確立
- 6) 消防設備・資機材の点検・整備
- 7) 周辺住民の安全確保措置
- 8) その他必要な措置

(2) 高圧ガス施設

高圧ガス取扱事業所の管理者等は、次の措置を講ずる。

- 1) 警戒宣言等の周知徹底（事業所及び消費家庭）
- 2) 自衛保安要員の確保と警戒体制の確立
- 3) 消防、警察署等に対する通報体制の確立
- 4) 高圧ガス取扱施設の点検・整備
- 5) 必要に応じ操業の制限または停止
- 6) 防毒マスク、消火設備等の防災資機材の点検・整備

(3) 火薬類施設

火薬類取扱事業所の管理者等は、次の措置を講ずる。

- 1) 警戒宣言時の周知（事業所内）
- 2) 自衛保安要員の確保と警戒体制の確立
- 3) 消防、警察署等に対する通報体制の確立
- 4) 火薬庫等施設の点検・整備
- 5) 防消火設備の点検・整備
- 6) 必要に応じ取扱作業の制限または停止

(4) 毒劇物施設

毒劇物取扱事業所の管理者等は、次の措置を講ずる。

- 1) 貯蔵施設等の緊急点検
- 2) 巡視の実施
- 3) 充填作業、移し替え作業等の停止
- 4) 落下、転倒等による施設の損壊防止のため特に必要がある応急的保安措置
- 5) 東海地震予知情報の収集
- 6) 消防、警察署等に対する通報体制の確立

第3節 警戒宣言発令時の対応措置

(5) 放射性物質施設

知事は、警戒宣言が発令されたときは、県公害技術センター及び事業所に対し(原子力を含む。)、緊急モニタリング資機材の点検、緊急モニタリング計画の確認等を行い、緊急モニタリングの体制を確立するよう指示または要請する。

また、事業所の長は、原子力災害の発生防止対策を速やかに実施するとともに、その実施状況を知事及び関係市町村長に報告する。

5. 公共施設対策

| | |
|------|--|
| 実施担当 | 水道班、東日本電信電話(株)、東京電力パワーグリッド(株)、東京ガス(株)、東部ガス(株)、東日本旅客鉄道株式会社、関東鉄道株式会社 |
|------|--|

警戒宣言発令時においても、原則として社会生活機能は平常どおり維持するものとする。このため、公共施設の管理者は、通常業務の継続に努めるとともに、不測の事態にも、迅速・的確に対処できるよう必要な措置を講ずる。

(1) 電話(東日本電信電話(株))

茨城支店管内は大規模地震対策特別措置法で定めている地震防災対策強化地域に該当せず、また東日本電信電話(株)(本社)が定めている「東海地震対策実施要領」の周辺地域にも該当しないが、防災上の観点から周辺地域と同等の対策を実施することとしており、その実施内容は、次のとおりである。

確保する業務

| 業務内容等 | 記 事 |
|-----------------------------|---------------|
| 1. 防災関係機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話 | 利用制限の措置は行わない。 |
| 2. 街頭公衆電話からの通話 | |

可能な限りにおいて取り扱う業務

| 業務内容等 | 記 事 |
|--|--|
| 1. 一般加入電話からのダイヤル通話 | トラヒック状況に応じて利用制限を行う。 |
| 2. 一般電報の発信及び電話による配達 | 避難命令発令下においては、代替局に切替えて、業務を取扱う。強化地域に着信する電報は、遅延承知のものに限り受け付ける。 |
| 3. 営業窓口 | 営業時間中は開けておき、緊急性の高い電報の受付、架設申込みの応急等緊急かつ重要な業務を行う。 |
| 4. 防災関係機関等からの緊急な要請への対応 (1) 故障修理 (2) 臨時電話、臨時専用線等の開通工事 | 警戒本部にて状況判断のうえ、その場の状況に応じた対応を行う。また、故障申告は、別に受け付け電話を設けて対応する。 |

(2) 電力(東京電力パワーグリッド(株))

電力供給を継続することを基本方針として、次の措置を行う。

1) 施設の保全

警戒宣言が発令されたときは、東海地震予知情報に基づき、電力施設に関する次に掲げる項目の予防措置を講ずる。

第3節 警戒宣言発令時の対応措置

- ① 東海地震予知情報に基づき、電力施設に対して、所定の表により特別巡視、特別点検、機器調整、その他の措置を講ずる。
- ② 仕掛り工事及び作業中の各電力施設等については、状況に応じた人身安全及び設備保全上の応急措置を所定の表により実施する。

2) 利用者対策等

① 避難誘導

発電所等への見学者、訪問者等に対して、関係市町村と関係のうえ、連絡ならびに避難方法の徹底を図る等の確かな安全措置を講じる。

② 安全広報

ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。

(3) 上下水道

1) 上水道対策（水道班）

① 緊急貯水の実施

町は、災害時における応急給水に備え、緊急貯水を実施するとともに、住民においても緊急貯水を実施するものとする。（このため、一時的に多量の水道水の確保が必要となるので、緊急貯水に係る措置に関する要領等を定めるなど、その確保方策の内容を明示するものとする。）

また、住民の緊急貯水に関する広報についても、必要に応じて明示するものとする。

② 施設点検及び工事の中止

町は、二次災害の防止等を図るため、警戒宣言発令後、直ちに塩素注入設備、緊急遮断弁等水道施設の点検及び水道に係る工事の中止の措置をとるものとする。（このため、その措置に関する要領を定めるなど、具体的な実施内容について明示すること。）

2) 下水道対策（水道班）

| | |
|----------------|--|
| ① 業務の方針 | 町、県は、警戒宣言が発令された場合においても、利用者への影響が軽減されるよう適切に対処するとともに、地震による災害発生の未然防止に努めるものとする。 |
| ② 人員・資機材の点検確保 | 勤務時間内、時間外及び休日におけるあらかじめ定められた動員計画に基づき保安要員を確保し、警戒体制を確保する。また、応急措置用資機材の点検整備を行う。 |
| ③ 施設の保安措置 | 東海地震予知情報に基づき、下水道施設に対する特別巡視、特別点検及び機器調整等を実施する。また、工事の一時中断と工事現場の安全措置を講じる。 |
| ④ 危険物等に対する保安措置 | 石油類危険物等、塩素ガス等、消火ガス、化学薬品等取扱施設に対する保安措置を適切に行う。 |

(4) 都市ガス（東部ガス(株)、東京ガス(株)）

警戒宣言が発せられた場合、地震発生時の二次災害未然防止、または軽減を図るための措置を的確に講じ得るよう、次の警戒体制を確保するものとする。

1) ガスの供給

警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの供給は継続する。

第3節 警戒宣言発令時の対応措置

2) 人員、資機材等の確認整備

勤務時間内、時間外及び休日におけるあらかじめ定められた動員計画に基づき保安要員を確保し、警戒体制に入る。また、復旧工事に資機材及びその輸送のための車両の確認整備を行う。

3) 施設等の保安措置

緊急遮断装置、用水設備、保安用電力に必要な予備電源等の点検整備及び機能の確認を行い、保安通信設備の通信状態確認及び必要な統制を行う。

また、工事の一時中断と工事現場の安全措置を講じるほか、その他防災上重要な施設について、巡視、点検検査を行う。

4) 警戒宣言時の需要家に対する広報

① 広報の内容

ア 警戒宣言、地震予知情報の伝達

イ 引き続きガスを供給していること

ウ ガス器具の使用法、ガス栓及びマイコンメータの取り扱い方法

エ 例外的に避難する際のガス栓及びガスメーターコックの処置方法

オ 地震が発生し、ガスの供給が停止した場合のガスについての注意等

② 広報の方法

ア 広報車等により、広報内容を直接需要家に呼びかける。

イ テレビ、ラジオ及び防災機関に対し広報に係わる協力を要請する。

(5) 鉄道輸送（東日本旅客鉄道株式会社）

1) 警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達

① 部内及び運転中の列車等には「水戸支社地震防災業務計画」（以下「防災業務計画」という。）に定める伝達ルートに基づき伝達する。

② 旅客等への伝達

ア 駅においては、駅内放送及び掲示により伝達する。

イ 車内の旅客に対しては、乗務員が列車の運転状況を放送または案内をする。

2) 列車の運行措置

① 東海地震注意情報を受けたときの運転規制

域外影響圏のA地域内（防災業務計画に定める地域で、本県では常磐線取手から牛久までの範囲）を運転する貨物列車は原則として抑止等を行う。

② 警戒宣言が発令されたときの運転規制

A地域内を運転する列車の速度は、時速65km以下とする。B地域は、運転規制を行わない。

3) 混乱防止措置

① 広報

運転計画の概要の周知、旅行の自粛、時差出勤等の呼びかけを行うため、報道機関に報道を依頼するとともに、必要に応じ防災関係機関に運転状況等を連絡する。

② 運転規制区域の駅及び主要駅の措置

各駅は、駅内放送及び掲示により、旅客等に次の事項について周知徹底を図る。

ア 列車の運転状況

イ 旅行中止のしようよう

ウ 車券類の発売制限

エ 旅客の避難、誘導状況

オ その他必要な措置

第3節 警戒宣言発令時の対応措置

(6) バス輸送（関東鉄道株式会社）

異常気象時処理要項に基づき次の措置を講ずるものとする。

1) 対策本部の措置

情報の収集・伝達、道路状況及び運行状況の把握、また、状況の変化に応じ逐次指示、注意を与える。

2) 対策支部の措置

運転中における乗務員との連絡（貸切乗務員はハンドブック携行）、運転上必要な注意、運転中止の時期及び復旧の時期

第3節 警戒宣言発令時の対応措置

6. 教育、医療、社会福祉施設対策

| | |
|------|----------------------|
| 実施担当 | 避難班、学校長等、医療機関、社会福祉施設 |
|------|----------------------|

(1) 教育

1) 学校

学校は、警戒宣言が発令されたときは、次の措置を講じて、児童生徒等の生命の安全確保並びに施設の安全管理に万全を期するものとする。

① 警戒宣言の内容の周知徹底

ア 町長は、町教育委員会を通じて、管内に所在する学校の長に対して、警戒宣言、東海地震予知情報及び警戒解除宣言等を伝達し、必要な指示をする。

イ 校長等は、警戒宣言が発令されたときは、直ちに、町（避難班）及び地域の関係機関と連携を図り、情報を収集し、警戒宣言及び東海地震予知情報等の内容を教職員に周知させるものとする。

ウ 教職員は、児童生徒等に警戒宣言及び東海地震予知情報等の内容を知らせ、適切な指示をする。

なお、この際、児童生徒等に不安・動揺を与えないよう配慮する。

② 児童生徒等の安全確保

ア 授業の中止等

ア) 警戒宣言が発令されたときは、授業または学校行事を直ちに打ち切る。

イ) 学校は、警戒宣言が解除されるまで休業する。

ウ) 校外指導時において警戒宣言が発令されたときは、速やかに学校と連絡を取り、原則として直ちに帰校、帰宅又は待機の措置をとる。

イ 児童生徒等の保護及び安全な下校

校長等は、教職員に、児童生徒等の安全な場所への避難並びに名簿による氏名及び人数の確認を行わせた上、児童生徒等の下校の安全性を確認し、次の方法により児童生徒等を速やかに帰宅させるものとする。

| 種 別 | 内 容 |
|--------|--|
| 幼稚園 | 緊急連絡網等により連絡し、直接保護者に引き渡す。 |
| 小中学校 | 緊急連絡網等により連絡し、直接保護者に引き渡す。保護者が不在等の場合は連絡カードを活用してあらかじめ定められた近隣住民に引き渡す。 |
| 特別支援学校 | スクールバスで通学している児童生徒等は、緊急連絡網等により、引き渡しの時刻及び場所を連絡し、直接保護者に引き渡す。 スクールバス以外で通学している児童生徒等は、緊急連絡網等により、連絡し、直接保護者に引き渡す。 寄宿舎に入舎している児童生徒等は、寄宿舎に帰して保護し、緊急連絡網等により連絡し、状況に応じて直接保護者に引き渡す。 |
| その他 | 幼稚園、小学校及び特別支援学校の児童生徒等で保護者が留守等の者は、学校（園）において一時保護し、直接保護者に引き渡す。 |

ウ 登下校中または在宅中に警戒宣言が発令された場合の措置

ア) 登下校中の場合は、直ちに帰宅し、家族と行動を共にする。

イ) 在宅中の場合は、家族と行動を共にする。

③ 学校施設の安全管理

ア 出火防止

幼児・児童・生徒等を帰宅させた後、水のくみ置き、備品等の転倒・落下防止、火気・

第3節 警戒宣言発令時の対応措置

薬品類による火災防止、消火器及び応急備品の点検、施設設備の点検等、地震による被害軽減の措置をとる。

イ 二次災害の防止

二次災害を防止するため、電気及びガスの設備並びに火気使用場所や器具等の点検及び巡視を行う。

ウ 消火器具及び設備の点検

防火用水、消火器及び消火栓等を点検する。

エ 倒壊及び落下防止

ロッカー、下駄箱、掲示物及び体育器具等を点検し、転倒及び落下を防止する。

オ 非常時搬出物品の確認と準備

重要な書類及び物品を確認し、搬出できるよう準備する。

カ 薬品の管理

火災及び有毒ガスの発生等のおそれのある薬品は、所定の保管庫に収納する。ただし、保管庫に収納できない物については、地中に埋蔵するなど適切な措置を講じる。

④ 教職員の確保

校長等は、当該学校の防災計画に基づき、地震防災応急対策活動に必要な教職員を確保する。

⑤ 学校のとるべき事前措置

学校は、上記対策を適切に実施するために、あらかじめ次の措置を講じる。

ア 校長等は、この対策の実施方法等について、実情に応じて具体的に定める。

イ 校長等は、教職員に対して、警戒宣言の性格及び学校の安全対策並びに教職員の役割等について具体的に周知する。

ウ 教職員は、児童生徒等に対して、警戒宣言の性格及び学校の安全対策並びに児童生徒等の行動等について具体的に指導し、安全教育の徹底を図る。

エ 校長等は、保護者に対して、警戒宣言発令時の学校の安全対策について周知し、特に次のことについて協力を得る。

ア) 警戒宣言の性格と学校の授業中止等の措置

イ) 児童生徒等の登下校の具体的方法

ウ) 緊急連絡網の整備

2) 学校以外の教育機関

学校以外の教育機関については、1)の学校に準じた措置を講じて、利用者の生命の安全及び施設の安全管理に万全を期するものとする。

(2) 医療機関

警戒宣言が発令された場合、各医療機関は次の措置を講じるものとする。

1) 外来診療は、可能な限り平常どおり行うこととするが、手術、検査等は、医師が状況に応じて、適切に対処する。

2) 警戒宣言の発令を外来及び入院患者に伝達するとともに、過剰な不安を与えないよう必要な措置を講じる。

3) 外来及び入院患者の安全確保に万全を期する。

4) 建物及び設備等の点検を行い、薬品、危険物等の安全対策を図る。

5) 消防計画に基づく職員の分担業務を確認する。

第3節 警戒宣言発令時の対応措置

(3) 社会福祉施設

- 1) 防災組織の編成、任務分担を確認し、体制を確立する。
- 2) 情報の収集・伝達として、施設長等施設職員は、入所者の保護者等や消防署、警察署、阿見町東海地震災害警戒本部等に連絡を取り、正確な情報の収集及び伝達を行う。(特に通園施設、中でも保育所においては、警戒宣言が保育時間中に発令された場合、保護者からの引取り等の問い合わせが集中すると考えられるので、事前に連絡方法や対策を講じておく必要がある。)
- 3) 消火活動の準備のため、危険箇所、危険物の安全確認、消防用設備の配備、火気使用の制限等出火防止のための措置を行う。
- 4) 救護活動の準備のため、救急医薬品の確保、緊急救護所の設置を行う。
- 5) 応急物資の確保のため、食料、飲料水等の確保を行う。
- 6) 安全指導
 - ① 設備・備品等の落下・転倒等の防止措置、非常口の開放、避難の障害となる備品の除去等を行うとともに、入所者に現在の状況を連絡し、不必要な動揺を与えないようにする。
 - ② 施設の立地条件、耐震性等から判断して、必要に応じ入所者等を避難場所に避難させる。
 - ③ 入所者の保護者への引き継ぎは、原則として保護者が直接施設または避難場所へ引き取りに来た場合にのみ行う。

7. 店舗等の対策

| | |
|------|---------------------|
| 実施担当 | 不特定多数の者が利用する店舗等の管理者 |
|------|---------------------|

不特定多数の者が出入りする店舗等の管理者等は、顧客、従業員等の混乱防止と安全確保を図る。主な措置は次のとおりとする。

- (1) 自主防災体制の確立
- (2) 顧客等への情報の伝達について、避難誘導の必要がある場合、従業員のための配備を完了した時点で実施
- (3) 避難誘導の準備または実施
- (4) 出火防止の措置
 - 1) 火気使用の制限または中止
 - 2) 火気使用器具、LPGボンベ、燃料タンク等の安全確認
- (5) 防用設備、器具の点検及び使用準備
- (6) 転倒及び落下防止の措置
 - 1) 窓ガラス、看板等の建物の付属物
 - 2) ロッカー、陳列棚、商品等
 - 3) 薬品等の危険物
- (7) 応急救護の準備
- (8) 顧客等の安全確保上必要と認めるときは、営業の自粛または業務の制限
- (9) その他必要な措置

第3節 警戒宣言発令時の対応措置

8. がけ崩れ等危険区域対策

| | |
|------|-------|
| 実施担当 | 土木班、県 |
|------|-------|

警戒宣言が発令された場合、県及び町は関係機関の協力を得て次の措置を講じ、災害の未然防止に万全を期するものとする。

- (1) 町及び県は、がけ崩れ等が予測される箇所の点検を行う。
- (2) 県は、町に、避難指示等を適切に行うよう指導する。
- (3) 県及び町は、上記区域内で工事中のものがある場合は工事または作業関係者に対し、工事又は作業を中止して安全対策を講じるよう指示するとともに、工事箇所への立入禁止等の措置を行う。

9. 生活物資対策

| | |
|------|-----------------------|
| 実施担当 | 物資対策班、県、関東農政局、関東経済産業局 |
|------|-----------------------|

警戒宣言が発令された場合、県、町は関係機関・事業者・団体及び住民の協力を得て、日常生活物資の著しい不足、価格の異常高騰等による経済生活混乱の未然防止に努めるものとする。

第4 住民等のとるべき措置

警戒宣言が発令された場合、本町地域内の住民等は、東海地震に係る災害発生の未然防止または被害軽減を図るため、自らまたは協力して必要な措置をとるとともに、町等が実施する地震防災応急対策に協力するものとする。

1. 家庭

- (1) 警戒宣言発令中は、テレビやラジオのスイッチは常に入れておき、正確な情報をつかむこと。また、町や消防署、警察署などからの情報に注意すること。
- (2) 警戒宣言が発せられたとき家にいる人で、家庭の防災会議を開き、仕事の分担と段取りを決めて、すぐに取りかかること。
- (3) いざというときの身を置く場所を確認し、家具等重量物の転倒防止措置をとること。
- (4) 火気の使用は自粛すること。
- (5) 灯油等危険物やプロパンガスの安全措置をとること。
- (6) 消火器や水バケツ等の消火用具の準備、確認を行うこと。
- (7) 身軽で安全な服装になること。
- (8) 水、食料、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等の非常持出用品及び救助用具の用意を確認すること。
- (9) 万一のときの脱出口を確保すること。また、災害が大きかった場合に備えて避難場所や避難路等を確認すること。
- (10) 自主防災組織は配置につくこと。
- (11) 不要不急の自家用自動車や消防署等への照会の電話の使用は自粛すること。

2. 職場

- (1) 防火管理者、保安責任者などを中心に、職場の防災会議を開き、分担に従いできる限りの措置をとること。
- (2) いざというときの身を置く場所を確認し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- (3) 火気の使用は自粛すること。
- (4) 消防計画、予防規程などに基づき、危険物等の保安に注意し、危険箇所を点検すること。
- (5) 職場の自衛消防組織の出動体制を確認すること。
- (6) 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- (7) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機すること。
- (8) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。(第3「7. 店舗等の対策」(地震-148)を参照のこと)
- (9) 正確な情報の把握に努めること。
- (10) 近くの職場同士で協力し合うこと。
- (11) 自家用自動車による出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。